

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(定義)

- 第一条 省略
- 2・3 省略

(雑損失の繰越控除の特例)

- 第四条 省略

2 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額又は第九条第七項に規定する他の純損失金額の生じた年がその者の有する特定雑損失金額（法第五条第一項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この条において同じ。）の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして、所得税法施行令第二百四条第一項及び第二項の規定を適用する。

- 3・4 省略

5 法第五条第一項の規定の適用がある場合における災害減免法第三条の規定の適用については、同条第五項中「三年以内」とあるのは「五年以内」と、「第七十一条第一項の」とあるのは「第七十一条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第七十一条第一項又は」とする。

- 6 省略

(純損失の繰越控除の特例)

- 第九条 省略

- 2・5 省略

6 法第七条第一項から第三項までの規定により所得税法第七十条の規定を

改正前

(定義)

- 第一条 同上
- 2・3 同上

4 第六章において「酒類」とは、法第二条第四項第三号に規定する酒類をいう。

(雑損失の繰越控除の特例)

- 第四条 同上

2 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額又は第九条第七項に規定する他の純損失金額の生じた年がその者の有する特定雑損失金額（法第五条第一項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この条において同じ。）の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして、所得税法施行令第二百四条の規定を適用する。

- 3・4 同上

5 法第五条第一項の規定の適用がある場合における災害減免法第三条の規定の適用については、同条第五項中「三年以内」とあるのは「五年以内」と、「第七十一条第一項の」とあるのは「第七十一条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の」と、「つき、同法」とあるのは「つき、所得税法」とする。

- 6 同上

(純損失の繰越控除の特例)

- 第九条 同上

- 2・5 同上

6 法第七条第一項から第三項までの規定により所得税法第七十条の規定を

適用する場合における所得税法施行令第二百一条第一項及び第二百四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「前年以前三年内」とあるのは、「前年以前五年内」とする。

7 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第七条第一項から第三項までに規定する平成二十三年純損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額（以下この条において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は第三条第五項に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも古い年に生じたものとして、所得税法施行令第二百一条第一項及び第二百四条第二項の規定を適用する。

8・9 省 略

（被災代替船舶の特別償却）

第十三条の二 法第十一条の二第一項に規定する政令で定めるものは、当該個人が有する漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項に規定する漁船原簿に登録されているもの（以下この条において「船舶」という。）で東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この条において「被災船舶」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）とする。

適用する場合における所得税法施行令第二百一条及び第二百四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「前年以前三年内」とあるのは、「前年以前五年内」とする。

7 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第七条第一項から第三項までに規定する平成二十三年純損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額（以下この条において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は第三条第五項に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも古い年に生じたものとして、所得税法施行令第二百一条及び第二百四条第二項の規定を適用する。

8・9 同 上

（被災代替資産等の特別償却）

第十三条の二 法第十一条の二第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物（その附属設備を含む。次項第一号において同じ。）又は構築物の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

2 法第十一条の二第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 建物 当該個人が有する建物で東日本大震災に起因して当該個人の事業（法第十一条の二第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）
- 二 構築物 当該個人が有する構築物で東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十三条の二の二 法第十一条の三に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省 略

三 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第六十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の規定

(被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第十三条の六 法第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。)又は第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。)

()の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五、第四十一条、第四十一条の三及び第四十一条の十九の四の規定の適用については、同法第三十七条の五第六項中「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。))第十一条の七第一項

三 機械及び装置

当該個人が有する機械及び装置で東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの(以下この号において「被災機械装置」という。)のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置(当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

四 船舶

当該個人が有する漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項に規定する漁船原簿に登録されているもの(以下この号において「船舶」という。)で東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの(以下この号において「被災船舶」という。)のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶(当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十三条の二の二 同上

一・二 同上

(被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第十三条の六 法第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。)又は第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。)

()の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五、第四十一条、第四十一条の三及び第四十一条の十九の四の規定の適用については、同法第三十七条の五第五項中「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。))第十一条の七第一項

(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) 又は第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条(震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の」と、同法第四十一条第二十三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの(震災特例法第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) 又は第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。) 」と、「の規定の」とあるのは「(これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定」と、同法第四十一条の十九の四第十二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの(震災特例法第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) 又は第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。) 」と、「の規定の」とあるのは「(これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定の」とする。

2 省 略

3 法第十一条の七第二項又は第五項の規定により租税特別措置法第三十一条の三、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する場合におけるこれらの規定及び法第十一条の七第二項又は第五項の規定により第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五第六項に規定する所有期間については、法第十一条の七第二項又は第五項に規定する政令で定める日の翌日から起算するものとする。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第十四条 省 略

2 〽 18 省 略

(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) 又は第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条(震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の」と、同法第四十一条第二十三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの(震災特例法第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) 又は第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。) 」と、「の規定の」とあるのは「(これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定」と、同法第四十一条の十九の四第十二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの(震災特例法第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) 又は第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。) 」と、「の規定の」とあるのは「(これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定の」とする。

2 同 上

3 法第十一条の七第二項又は第五項の規定により租税特別措置法第三十一条の三、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する場合におけるこれらの規定及び法第十一条の七第二項又は第五項の規定により第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五第五項に規定する所有期間については、法第十一条の七第二項又は第五項に規定する政令で定める日の翌日から起算するものとする。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第十四条 同 上

2 〽 18 同 上

19 法第十二条第一項（同条第三項又は第四項において準用する場合及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合を含む。）又は第九項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五、第三十七条の六及び第三十七条の八の規定の適用については、同法第三十四条第一項中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下第三十七条の八までにおいて「震災特例法」という。）第十二条の規定」と、同法第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条第二項第一号中「又は第三十三条」とあるのは「第三十三条」と、「第三十七条の八の規定」とあるのは「第三十七条の八の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項及び第三十六条の二第二項中「又は第三十七条の八の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の八の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十六条の五中「その他」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他」と、同法第三十七条の五第一項中「第三十七条の規定」とあるのは「第三十七条の規定若しくは震災特例法第十二条の規定」と、同条第五項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換」と、同法第三十七条の六第一項第一号中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前条の規定」とあるのは「若しくは前条の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法第十一号」とあるのは「農住組合法第十一号」と、同法第三十七条の八第一項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換」とする。

20 省略

（被災代替船舶の特別償却）

第十八条の二 法第十八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、当該法人が有する漁船法第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項

19 法第十二条第一項（同条第三項又は第四項において準用する場合及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合を含む。）又は第九項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五、第三十七条の六及び第三十七条の八の規定の適用については、同法第三十四条第一項中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下第三十七条の八までにおいて「震災特例法」という。）第十二条の規定」と、同法第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条第二項第一号中「又は第三十三条」とあるのは「第三十三条」と、「第三十七条の八の規定」とあるのは「第三十七条の八の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項及び第三十六条の二第二項中「又は第三十七条の八の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の八の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十六条の五中「その他」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他」と、同法第三十七条の五第一項中「第三十七条の規定」とあるのは「第三十七条の規定若しくは震災特例法第十二条の規定」と、同条第四項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換」と、同法第三十七条の六第一項第一号中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前条の規定」とあるのは「若しくは前条の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法第十一号」とあるのは「農住組合法第十一号」と、同法第三十七条の八第一項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換」とする。

20 同 上

（被災代替資産等の特別償却）

第十八条の二 法第十八条の二第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものと

に規定する漁船原簿に登録されているもの（以下この条において「船舶」という。）で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この条において「被災船舶」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）とする。

（再投資等準備金）
第十八条の三 省 略

2 法第十八条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項、第五項から第十一項まで及び第十五項の規定を適用しないで計算した場合の法第十八条の三第一項の適用年度

する。

一 建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。） 当該法人が有する建物で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）

二 構築物 当該法人が有する構築物で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）

三 機械及び装置 当該法人が有する機械及び装置で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

四 船舶 当該法人が有する漁船法第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項に規定する漁船原簿に登録されているもの（以下この号において「船舶」という。）で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災船舶」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

（再投資等準備金）
第十八条の三 同 上

2 法第十八条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項、第五項から第十四項まで及び第十四項の規定を適用しないで計算した場合の法第十八条の三第一項の適用年度の

の所得の金額とする。

3 税法第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法、法人税法施行令、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 三 省 略

四 租税特別措置法施行令第三十五条第二項各号列記以外の部分に規定する当該事業年度の所得の金額、同条第三項に規定する対象年度の所得の金額、同令第三十六条第十五項に規定する計算した金額、同令第三十七条第七項に規定する計算した金額、同令第三十七条の二第二項に規定する当該事業年度の所得の金額、同令第三十七条の三第三項に規定する当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の十三の二第一項に規定する計算した場合の当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の三十一第四項に規定する組合等損金額、同令第三十九条の三十二第一項に規定する組合損金額、同令第三十九条の三十二の二第一項に規定する当該事業年度の所得の金額及び同令第三十九条の三十二の三第二項に規定する当該事業年度の所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

五 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十六項に規定する計算した金額は、特別損金算入規定により租税特別措置法第六十六条の十三第三項の通算法人の同条第一項に規定する対象事業年度又は同条第十三項に規定する他の通算法人の同項に規定する他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を損金の額に算入するものとして計算するものとする。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第十八条の四 税法第十八条の五第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省 略

三 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第六十条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二第一項の規定

所得の金額とする。

3 同上

一 三 同 上

四 租税特別措置法施行令第三十五条第二項各号列記以外の部分に規定する当該事業年度の所得の金額、同条第三項に規定する対象年度の所得の金額、同令第三十六条第十五項に規定する計算した金額、同令第三十七条第七項に規定する計算した金額、同令第三十七条の二第二項に規定する当該事業年度の所得の金額、同令第三十七条の三第三項に規定する当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の十三の二第一項に規定する計算した場合の当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の三十一第四項に規定する組合等損金額、同令第三十九条の三十二第一項に規定する組合損金額、同令第三十九条の三十二の二第一項に規定する当該事業年度の所得の金額及び同令第三十九条の三十二の三第二項に規定する当該事業年度の所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

五 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十四項に規定する計算した金額は、特別損金算入規定により租税特別措置法第六十六条の十二第三項の通算法人の同条第一項に規定する対象事業年度又は同条第十二項に規定する他の通算法人の同項に規定する他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を損金の額に算入するものとして計算するものとする。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第十八条の四 同上

一・二 同 上

2 法第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合には、同項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる規定」とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十八条の六 法第十八条の七第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省 略

三 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第六十条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

四 前三号に掲げる規定に係る法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定

2 法第十八条の七第一項の規定により租税特別措置法第五十三条の規定を読み替えて適用する場合には、同項中「法第五十三条第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項第二号」と、「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の六第一項第一号から第三号までに掲げる規定を」と、「法第五十二条の三」とあるのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する法第五十二条の三」と、「法第五十三条第一項の」とあるのは「震災特例法第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項の」とする。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十一条 法第二十三条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

2 法第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合には、同項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第一項各号に掲げる規定」とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十八条の六 同 上

一・二 同 上

三 前二号に掲げる規定に係る法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定

2 法第十八条の七第一項の規定により租税特別措置法第五十三条の規定を読み替えて適用する場合には、同項中「法第五十三条第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項第二号」と、「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の六第一項第一号及び第二号に掲げる規定を」と、「法第五十二条の三」とあるのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する法第五十二条の三」と、「法第五十三条第一項の」とあるのは「震災特例法第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項の」とする。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十一条 同 上

一・二 省略

三 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

（法人課税信託の受託者に関する通則）

第二十六条 法人税法第四条の三に規定する受託法人（他の通算法人（同法第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この条において同じ。）のうちいずれかの法人が同法第四条の三に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）に対する法の規定の適用については、法第十八条の二第一項中「百分の二十（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の二十四）」とあるのは、「百分の二十」とする。

第三十四条 削除

一・二 同上

（法人課税信託の受託者に関する通則）

第二十六条 法人税法第四条の三に規定する受託法人（他の通算法人（同法第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この条において同じ。）のうちいずれかの法人が同法第四条の三に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）に対する法の規定の適用については、法第十八条の二第一項中「割合（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」とあるのは、「割合」とする。

（甚大な被害を受けた酒類の製造場の要件等）

第三十四条 法第四十三条第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 東日本大震災により自己の酒類の製造場において清酒製造設備等（清酒等（法第四十三条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）に損害が生じ、その損害の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）が当該製造場における清酒製造設備等の価額の十分の五以上であること。

二 前号に掲げるもののほか、東日本大震災により自己の酒類の製造場における清酒製造設備等のうち主要なものが滅失又は損壊（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊に限る。）をしたことによつて当該製造場における清酒等の製造又は貯蔵が困難となったこと。

2 | 法第四十三条第二項の確認を受けようとする清酒等の製造者は、平成二十四年三月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十六条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の二（第一項の表の第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
 - 二 酒類の製造場の所在地及び名称
 - 三 清酒製造設備等に係る被害の状況
 - 四 その他参考となるべき事項
- 3 国税庁長官は、法第四十三条第二項の確認をしたとき、又は当該確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該清酒等の製造者に通知しなければならない。
- 4 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者につき相続（包括遺贈を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合又は当該清酒等の製造者が事業譲渡（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十九条第一項に規定する事業譲渡をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行った場合において、当該相続又は事業譲渡により清酒等の製造業を承継した相続人（包括受遺者を含み、同条第二項の規定の適用があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は譲受者（同条第二項の規定の適用があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該相続人又は譲受者を当該清酒等の製造者とみなして、法第四十三条の規定を適用する。
- 5 前項の場合において、当該相続又は事業譲渡に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）又は譲渡者が法第四十三条第二項の確認を受けているときは、当該相続人又は譲受者については、同項の規定は適用しない。

関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条の二第一項及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

2| 第三条 改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法（次項において「旧効力震災特例法」という。）第十八条の二（第一項の表の第一号及び第二号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定に基づく旧令第十八条の二（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

2| 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の三に規定する受託法人（他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項において同じ。）のうちいずれかの法人が同法第四条の三に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）に対する旧効力震災特例法第十八条の二の規定の適用については、同条第一項中「割合（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」とあるのは、「割合」とする。

（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第四条 改正法附則第六十三条第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十三条の規定に基づく旧令第三十四条の規定は、なおその効力を有する。

2| 改正法附則第六十三条第七項において準用する改正法附則第五十四条第七項に規定する届出書を提出した被相続人（包括遺贈者を含むものとし、改正法附則第六十三条第七項において準用する改正法附則第五十四条第八項の届出書を提出した者を除く。）から相続（包括遺贈を含む。）により酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この項において同じ。）の製造免許（同法第七条第一項に規定する製造免許をいう。）に係る製造業を承継した相続人（包括受遺者を含むものとし、改正法第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十七条第一項の規定の適用を受けた者を除く

。が酒税法第十九条第二項の規定の適用を受けた場合において、当該相
続人が同条第一項の申告をするまでに改正法附則第六十三条第七項におい
て準用する改正法附則第五十四条第七項に規定する届出書を酒類の製造場
（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場）の所在地を所轄
する税務署長に提出したときは、当該相続人が令和六年三月三十一日まで
に当該届出書を当該税務署長に提出したものとみなして、改正法附則第六
十三条第七項において準用する改正法附則第五十四条第七項の規定を適用
する。
